

県外の各関係大学長 様

島根県介護等体験実施連絡協議会会長

令和8年度介護等体験の実施について（通知）

令和8年度介護等体験の実施にあたって、本県での介護等体験を希望する学生がある場合は、「島根県介護等体験実施要領」第4条の規定に基づき、下記により申込書を提出してください。

なお、例年、受入施設から学生の態度・姿勢について大学の事前指導が不十分であるとの指摘を受けています。介護等体験の円滑な実施のため、学生への事前指導を十分に行っていただきますようお願いします。

また、今回、介護等体験に関する手続き等について問い合わせが増加しており、それに伴い、事務処理の見直し及び簡素化の一環として「実施要領等の見直し」と「社会福祉施設向けの介護等体験の手引き」の策定を行っております。一部の手続きについて、これまでと提出書類が異なるものもございますのでご注意ください。

記

- 1 提出書類 令和8年度介護等体験申込書（別紙様式1、1の2-①及び1の2-②）
- 2 提出期限 令和8年4月17日（金）

- 3 提出先

<p>（社会福祉施設分） ※郵送またはデータで提出 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内 島根県社会福祉協議会 法人支援部人材確保係 TEL 0852-32-5957 FAX 0852-32-5956 Mail jinzai@fukushi-shimane.or.jp ※社会福祉施設における体験費用の振り込み口座番号及び振込期日 については、受入決定通知に併せてお知らせします。</p> <p>（特別支援学校分） ※郵送またはデータで提出 〒690-8502 松江市殿町1 島根県教育庁特別支援教育課 TEL 0852-22-5693 FAX 0852-22-6231 Mail tokubetsushien@pref.shimane.lg.jp</p>
--

- 4 島根県介護等体験実施要領等のダウンロード

島根県教育庁学校企画課ホームページから「介護等体験実施要領等」をダウンロードください。

(URL)<http://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/kaigotoutaiken-yousiki.html>

(実施要領及び取扱要領等に係る照会、要望などについては、協議会事務局が窓口です。)

なお、介護等体験実施要領第4条第5項において、学生が辞退を願い出た場合、大学は介護等体験（辞退）届を提出することとされていますが、体験予定者の退学や受入可能期間を経過した場合等明らかに体験実施が不可能と判断される場合には、学生からの申し出がなくとも、大学の判断で辞退手続きができるものとします。

【協議会事務局】

島根県教育庁学校企画課人材育成スタッフ
TEL 0852-22-6606、FAX 0852-22-5762